

○農林水産省告示第八十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和八年産の水稻及び陸稻に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年二月三日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 令和八年産の水稻に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第九十一条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額

次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第一百八十五号）	農業保険法（昭和二十二年法律第一百三十六条第	地域
一キログラム当たり共済金額の範囲	一キログラム当たり共済金額の範囲	

		一項の規定によ り農林水産大臣 が定めた区分					
		一類、四類及び 七類（飼料用、 バイオ燃料用及 び米粉用以外の 用途である水稻 に限る。）					
北海道の区域	青森県の区域	一六〇円	二三四円	二〇八円	一八二円	一五六円	一三〇円
岩手県の区域	宮城県の区域	一四五円	二三一円	一九七円	一七二円	一四八円	一二三円
秋田県の区域	山形県の区域	一四六円	二二一円	一九七円	一七二円	一四八円	一二三円
福島県の区域	福島県の区域	一五四円	二一八円	一九四円	一六九円	一四五円	一二一円
茨城県の区域	茨城県の区域	一五一円	二二六円	一〇三円	一七八円	一五二円	一二七円
栃木県の区域	栃木県の区域	一五八円	二三三円	一〇六円	一八一円	一五五円	一二九円
群馬県の区域	群馬県の区域	一五三円	二一九円	一九四円	一七〇円	一四六円	一二三円

埼玉県の区域	一四二円 二二八円 一九四円 一六九円 一四五円 一二一円
千葉県の区域	一三八円 二〇五円 一八二円 一六〇円 一三七円 一一四円
東京都の区域	一〇〇円 一八〇円 一六〇円 一四〇円 一二〇円 一〇〇円
神奈川県の区域	一六六円 二三九円 二二三円 一八六円 一六〇円 一三三円
新潟県の区域	一五九円 二三三円 二〇七円 一八一円 一五五円 一三〇円
富山県の区域	一四三円 二一九円 一九四円 一七〇円 一四六円 一二三円
石川県の区域	一三三円 二〇一円 一七八円 一五六円 一三四円 一一二円
福井県の区域	一五二円 二二七円 二〇二円 一七六円 一五一円 一二六円
山梨県の区域	一五一円 二二六円 二〇一円 一七六円 一五一円 一二六円
長野県の区域	一四八円 二二三円 一九八円 一七四円 一四九円 一二四円
岐阜県の区域	一四六円 二二一円 一九七円 一七二円 一四八円 一二三円
愛知県の区域	一四一円 二二七円 一九三円 一六九円 一四五円 一二一円
静岡県の区域	一四六円 二二一円 一九七円 一七二円 一四八円 一二三円

三重県の区域	一三八円 二一四円 一九〇円 一六七円 一四三円 一一九円
滋賀県の区域	一三三円 二一〇円 一八六円 一六三円 一四〇円 一一七円
京都府の区域	一三五円 二二二円 一七八円 一五六円 一四一円 一一八円
大阪府の区域	一三三円 二〇一円 一七八円 一五六円 一三四円 一一二円
兵庫県の区域	一三七円 二〇四円 一八二円 一五九円 一三六円 一一四円
奈良県の区域	一三六円 二〇三円 一八一円 一五八円 一三六円 一一三円
和歌山県の区域	一三三円 二〇一円 一七八円 一五六円 一三四円 一一二円
鳥取県の区域	一三五円 二二二円 一八八円 一六五円 一四一円 一一八円
島根県の区域	一三三円 二〇一円 一七八円 一五六円 一三四円 一一二円
岡山県の区域	一三七円 二二三円 一九〇円 一六六円 一四二円 一一九円
広島県の区域	一三八円 二〇五円 一八二円 一六〇円 一三七円 一一四円
山口県の区域	一三四円 二〇二円 一七九円 一五七円 一三四円 一一二円
徳島県の区域	一三九円 一〇六円 一八三円 一六〇円 一三七円 一一五円

二類及び五類	香川県の区域	一四〇円 二二六円 一九一円 一六八円 一四四円 一二〇円
愛媛県の区域	一三七円 二〇四円 一八二円 一五九円 一三六円 一一四円	
高知県の区域	一三四円 二二一円 一八七円 一六四円 一四〇円 一一七円	
福岡県の区域	一五〇円 二二五円 二〇〇円 一七五円 一五〇円 一二五円	
佐賀県の区域	一三二円 二〇九円 一八六円 一六二円 一三九円 一一六円	
長崎県の区域	一四二円 二一八円 一九四円 一六九円 一四五円 一二一円	
熊本県の区域	一三七円 二二三円 一九〇円 一六六円 一四二円 一一九円	
大分県の区域	一四二円 二一八円 一九四円 一六九円 一四五円 一二一円	
宮崎県の区域	一三〇円 二〇七円 一八四円 一六一円 一三八円 一一五円	
鹿児島県の区域	一六〇円 二三四円 二〇八円 一八二円 一五六円 一三〇円	
沖縄県の区域	一三五円 二二二円 一八八円 一六五円 一四一円 一一八円	
全国の区域	一七円 二四円 二〇円 一七円 一四円 一一円 七円 四円	

三類、六類及び  
七類（米粉用で  
ある水稻に限る  
。）

全国の区域

六六円 五九円 五一円 四五円 三八円 三二円 二四円  
一  
七円

二  
令和八年産の陸稻に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として規則第九十一条第一項の規定により  
農林水産大臣が定める二以上の金額

二〇〇円 一八〇円 一六〇円 一四〇円 一二〇円 一〇〇円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。